

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和5年12月19日（火曜日）		
開 会	午前9時58分	開 会	午後2時04分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地、岡田 実、西尾 彰仁、伊藤 幾子、 平野真理子、上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	玉木 裕一、加嶋 辰史		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子	調査係主任	萩原真智子
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 検査契約課長 河上 昌輝 検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 濱岡 直樹 財産経営課課長補佐 中村 和範 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 人権推進課課長補佐 中川 真理 男女共同参画課長 太田奈津美 男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 植田 孝二 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p> <p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 塩谷 範夫 企画推進部経営統括監 河井登志夫 政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 酒本 晶恵</p>		

	秘書課長 中川 直人 文化交流課長 福山 博俊 情報政策課長 山根 寿彦 【市民生活部】 市民生活部長 竹間 恭子 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課参事 山根 優子 次長兼市民総合相談課長 大島 義典 市民課長 西垣 隆司 市民課課長補佐 中島 泉 【環境局】 環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 次長兼環境保全課長 上田 光徳 環境保全課課長補佐 西澤 直也 【総合支所】 佐治町総合支所長 下田 俊介 気高町総合支所長 中原 登 鹿野町総合支所長 岡本 幸子 【監査委員事務局】 事務局 長 富山 茂 局長補佐 金岡 正樹 【選挙管理委員会事務局】 事務局 長 有本 公博 【市議会事務局】 事務局 長 保木本英明 局長補佐 毛利 元	秘書課広報室長 松本 縁 文化交流課課長補佐 城市 索 情報政策課課長補佐 松田 仁史 地域振興課長 山名 常裕 協働推進課長 北村 貴子 協働推進課課長補佐 西垣 拓二 市民総合相談課課長補佐 白間 純一 市民課参事 林 公博 生活環境課課長補佐 古網 竜也 環境保全課参事 福政 民栄 佐治町総合支所副支所長 下石 直生 気高町総合支所副支所長 久野 明男 鹿野町総合支所副支所長 小林 克己 事務局次長 川口 悦代 事務局次長 田渕 康修 事務局次長 植田 光一
傍聴者	1人	
会議に付した事件	別紙のとおり	

午前9時58分 開会

【総務部・危機管理部】

◆砂田典男委員長 皆様、おはようございます。

() おはようございます。

◆砂田典男委員長 時間には少し早いようですが、皆様おそろいですから、ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部の議案審査、その後、企画

推進部の議案審査、続いて、市民生活部の議案審査、最後に、監査委員、選挙管理委員会、市議会の議案審査という流れにしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、乾総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○乾 秀樹総務部長 委員長。

◆砂田典男委員長 乾部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。おはようございます。

（ ） おはようございます。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。12月定例会の総務企画委員会、11日の議案説明に続いて、本日、議案審査ということで、よろしく願い申し上げます。昨日追加提案申し上げた議案につきましても、本日説明のほうを併せてさせていただきたいと思います。

さて、その追加提案の予算でございますけれども、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策、これに呼応しまして、重点支援地方交付金というのを活用しておりますけれども、昨日、市長の提案説明にも触れさせていただいたように、このたび、本市独自の取組として、財政調整基金を2億円活用させていただきまして、事業者への支援も切れ目なくといった観点で、市民生活を支えてまいりたいと考えております。本日は、簡潔な答弁に努めさせていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

◆砂田典男委員長 それでは、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部並びに委員の皆様をお願いいたします。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆西尾彰仁委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。失礼いたします。先般頂きました資料1の2の総務企画委員会の令和5年度繰越明許費で、消防ポンプ車購入費ということで、年度内の納入は困難ということで、繰越明許されとるわけですけれども、毎年ポンプ車の更新ということがあるわけですので、今は車なんか注文しても2年ぐらいかかるということで、物によっては3年ということがあるので、今後は、債務負担行為なんかのほうが適しておるのではないのかなと思いますけれども、その辺の考え方はどうなんでしょう。単年度ごとで、また納期ができなければ繰越しということなのか、こういうポンプ車なんか特殊でございますんで、もう、はなから債務負担行為でやるのか、その辺をお聞かせください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。はい。このたびのポンプ車の

繰越しにつきましては、前回の委員会で御説明いたしましたとおり、騒音規制というものが新しく入ってきたことによって、それに関連して、社会情勢の変化、ウクライナとかコロナとか、そういったことから、納期、ベース車の納入が間に合わないことからの繰越しということによってさせていただきました。委員おっしゃるように、今回は騒音規制ということでしたけど、全般的に車の納入、納期っていうのは延びているという傾向にあるのは承知しております。昨日も、そういったことについて、受注業者にも問い合わせてみましたが、今の分については来年度までかかることになる見込みだそうですが、来年度以降の納入については、来年度、もし予算頂けたらとして、発注した場合という、仮定した場合の話ですが、まだ見通せないというようなことがあるようです。これにつきましては、行財政改革課とも、どのような予算措置が適切なのかどうかを協議しまして、新年度予算、計上させていただくことになりましたら、適切に対応したいと考えるところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 事業別概要書の74ページと75ページなんですけど、債務負担行為で、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業費と、あと、生活困窮者就労準備支援事業費なんですけれども、ちょっとこの限度額のそれぞれの積算根拠を教えてくださいませんか。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。

それぞれ、まずは、就労準備支援事業費についてですけれども、こちらは、生活福祉課が所管する被保護者と、あと私どもの中央人権福祉センターが所管する生活困窮者に対する事業を、一括して民間事業者へ委託をしているものでございまして、金額で申し上げますと、生活福祉課、被保護者の対象分が1,347万3,000円で、生活困窮者分が183万7,000円になっておりまして、人数のほうで比率で見ますと、被保護者のほうが88人で、生活困窮者が12人ということで、全体としては100人程度の方々を対象した事業になっているところでございます。

それから、学習支援事業については、同じく生活福祉課のほうと、あと、こども未来課のほうで所管される独り親家庭を対象にしたものと、私どもの中央人権の生活困窮者、この3つの対象の方々を一括して1つの事業者へ委託をしている事業でございまして、生活福祉課のほうで252万9,786円で、こども未来課が1,092万3,539円で、中央人権福祉センターが79万8,385円になっておりまして、人数のほうで、生活福祉課が18人、こども未来課が96人、中央人権福祉センター6人ということで、120名を対象にした事業となっております。こういった割合で実施をさせていただこうと思うものです。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。これは、来年度1年間の、また事業に向けての債務負担行為で、これが、また1月、年明けてから公募型プロポーザルということで募集をされるんですけれども、今年度コロナが5類化になってね、いろんな活動が、いろいろまた再開されてきている状況なんです

けれども、かといって、一方では、経済状況が、やっぱり相変わらず物価高で、本当に大変な状況が続いてるんですけども、この来年度、またこの事業をね、公募するに当たってですね、今年度やってきたことと、こう違うような中身を何か考えていることがあるのであれば、その点教えていただけますか。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。

それぞれ2課、3課で取り組む事業ですので、ちょっと私がこれから申し上げることが、全体としてオーソライズされるかっていうのは、これからのところがございますけども、特に、まずは、学習支援事業については、単にこう学習の場面をつくるということだけではなくて、生活の支援で、規則正しい生活ができるようなリズムを支援するとか、あるいは、この事業は送迎も行えるようになっておまして、しっかりと、その学習会場にお子さんが通えるような体制をつくるとか、そういうきめ細かい支援体制づくりが課題かなと思っているところであります。

それから、就労準備支援事業は、この事業は、委員も御存じのことだと思いますが、一般就労が直ちに難しい方に対する取組でして、例えば、ボランティア活動から始まって、短時間の就業にして、だんだん慣らしていくというふうなものなのですが、これについても、先ほどの学習支援事業と同じように、ちゃんと生活リズムを整えるとか、ちゃんとかう自宅から事業所まで、きちんと通えるような支援をするとか、相当にきめ細かい対応が必要になってきますので、この辺りも、引き続きですね、事業者には求めたいなと思っておるところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。どちらとも、私は大事な事業だと思ってまして、それで、これをやるに当たっては、本当にさっき言われたことが、本当にちゃんとできるようになればいいなと思うし、あと、その根気強いといいますか、粘り強い支援っていうのが、本当に求められるものだと思いますので、そういった辺りも踏まえながら、事業者を選んでいくことと、あと、事業者が選定されれば、しっかりと、そういう点は常々伝えていただいて、本当にこれを利用した方たちが、本当にちょっとでも支援になるようにしていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 素朴な質問をするんですけども、この前の説明資料の9ページ、危機管理課の関係で、総合防災対策費で456万3,000円ですか、減額補正で上がってるんですよ。その内容、内訳を見ると、令和5年台風第7号支援対策費っていうことで、時間外勤務手当、あるいは夜間勤務手当の実績による減だって、そもそも論ね、ちょっと、とんちんかんな質問するかも分らんけど、本来、時間外労働だとか夜間勤務手当というのは、実績主義、発生をして、その後支払われる。本来、そういう性格のものだと、私は理解をしておるんですけども、なぜこの450万も減額っていうことは、何かちょっとすっきりしないもので、教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。このたびの減額補正に関しましては、前回御説明いたしましたとおり、この事業自体は、令和5年の台風第7号支援対策費ということで、この時間外は、台風7号の災害対応に特化した時間外で、8月に専決補正予算を組ませていただいたところでございます。災害発生が8月でしたので、8月の時間外勤務手当などは、8月の末で締めて、9月の給料日に支払いをしなければならないことから、急ぎ8月専決補正で、災害から約1週間程度の時間で、取りまとめの時間がない間にですね、専決補正を組ませていただいたところでございます。この専決補正のときは、令和3年のですね、7月の大雨を参考に見込みを立てて、補正予算を計上させていただいたところでございます。先ほど言いましたように、9月に大部分の支払いが、時間外勤務手当などの支払いが済みましたので、見込みより、それが少なかったということで、このたび、減額の補正をさせていただくというところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ということは、そういうルールで、ずっと来ておるんですか。例えば、台風、時間外勤務手当だとかね、夜間勤務手当は、さっき言ったように、発生主義というんか、実績主義で支払われると思うんだけど、その時間外手当分、台風の特化をした時間外勤務手当を出しておったんですかいね。もう一回教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。従来からも、恐らく大きな災害があったときには、こういった特別な予算、事業を立てて、時間外勤務手当などを支払っていたかと思います。それといいますのも、1つは災害救助法っていうのがこのたびの台風第7号についても適用になっておりますので、災害救助法が適用されると、そういった人件費、時間外の部分も対象になりますことから、台風7号の支援対策費として事業を立てて、当然、大きな災害っていうのは、当初予算では、時間外の見込みは立てて計上しておりませんので、その都度、大きな災害があったときには、こういった時間外手当の部分も計上させていただくのかと考えておるところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 もうこれでやめますけれども、何か私の認識と、私はあくまで、発生主義っていうんかね、その大きな災害だろうが、どんなことであろうが、これ、職員課に聞いたほうがいいかしらんですけれど、こういうやり方で間違いはないんですね、職員課長。

○入江卓司職員課長 委員長。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。長坂委員さんのおっしゃられること、災害の場合は、別で予算を立ててるっていうことで、これは、やり方としては、従来からこういうやり方をしておりまして、例えばコロナとかの場合も、別で予算を立てて、通常的时间外とは区別して、その財源とかがっていう話もあったりするんですけども、そういうところで予算を計上さ

せていただいております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 いいですか。

◆長坂則翁副委員長 いいです。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今、副委員長が話したんだけど、結局、時間外手当を専決でということに、ちょっとこだわりがあるような感じがするんですね。別に時間外手当だったら、専決でなくってもいいんじゃないかと。なぜ、その市の職員さんのこの時間外手当を、その専決でするほど、これ急ぐかどうかの話なんです。そのことだと思うんだわ。だから、応急の復旧費等々についての専決は、これは理解できるんだけど、それに当たった職員の時間外手当を専決でしなくても、普通のそれこそ補正で上げればいような話になるんで、何かその市の職員の時間外手当を、早く配りたいがために、一般から見ればだよ。そのために、専決をして、ほかの分も一緒にやってというような、そんな印象があるんで、多分、それこそ長坂副委員長も、そういう質問をしたのかなというふうに思ってるんだけど、この辺りの考え方、ちょっと教えてやってください。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。今、上杉委員さんから言っていただきましたように、専決処分の考え方につきましては、速やかに払うべき予算ということになっておりますので、こちらにつきましては、特に時間外につきましては、先ほど職員課長が言いましたように、コロナとか、それから台風につきましては、8月、速やかに時間外を多く使っておりますので、9月には、もう支払いをしないといけないということになりますと、かなりの額、ここでいきますと5,000万ぐらいありますけども、5,000万ぐらいの予算が、9月ぐらいには執行されるということがありますので、時間外も含めまして、一旦専決で処理をさせていただいて、速やかに払うと。それ以降、次の補正予算のときには、そのこういう決算状態も踏まえまして、補正でしっかりと御説明をさせていただくと。こういう大きな災害、それから、コロナのような非常事態の場合は、こういう取り方をさせていただいてるというものでございます。決して、上杉委員さんがおっしゃられるように、職員の給与、後でもね、本来でしたら、補正でもよいのかも分かりませんが、かなりの額になりそうということでございますので、速やかに、この分は専決補正をさせていただいたということでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆長坂則翁副委員長 はい。

◆西尾彰仁委員 委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。すみません。ちょっと教えていただきたいんですけども、12月補正予算説明資料の一般会計の歳入で、寄附金、総務費寄附金で、諸費寄附金で、ふるさと納税で、企業版ふるさと納税、八幡不動産グループから9,000万円ですかね。これ、災害支援分と書いて

ありますけども、実際、歳出のところとしては、どういう部分にこれが充てられるのか教えていただけないでしょうか。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。先ほど頂いた御意見でございますけども、基本的には、災害復旧費、予算書でいきますと、最後の款のところでございます。そこの一般財源の部分に全て充当させていただくという考え方でございます。寄附金につきましては、基本的には、地方自治法上、一般財源にするということになっておりまして、指定にする場合は、議会の議決が要りますので、こういう災害の場合の一般的な寄附については、一般財源として、災害復旧費の中の一般財源として計上していくということになります。以上でございます。

◆西尾彰仁委員 はい、分かりました。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（「はい、いいです。なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 じゃあ、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第151号鳥取市職員給与条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続き、議案第151号鳥取市職員給与条例等の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし、ありません」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今回、この職員給与条例等の一部改正についてで、市職員の月例給の引上げがあつて、初任給大卒やら初任給高卒、若年層のところの給与が上がるということで、上の人は上がり幅が少ないですけれども、これは本当によかったなと思います。それに伴って、期末勤

勉強の引上げもあるんですけども、本当に会計年度任用職員の処遇改善にもつながる給与改定なので、私は、この条例改正には賛成をいたします。ただ1つ言わせていただきたいのは、これはしょっちゅう言ってることなんですけれども、こういう条例改正のときに、特別職の職員の給与に関する条例が一緒に入っていると。そこには議員の分が入ってますので、本当にこれは、この違和感っていうのは拭えないんですけども、全体で見たときに、職員のね、処遇改善につながるということで、賛成いたします。以上です。

◆上杉栄一委員 何だいや、結局賛成か。

◆伊藤幾子委員 はい、賛成ですよ。

◆西尾彰仁委員 賛成。

◆上杉栄一委員 はい。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。以上で討論を終結いたします。

これより、議案第151号鳥取市職員給与条例等の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第154号鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第154号鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様からの質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第154号鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）でございますが、所管に属する部分について御説明をいたします。説明に当たりましては、A4横長、右上の資料3でございます。総務企画委員会補正予算、12月追加補正ということでございます。

それでは、まず、歳入から御説明をいたします。2ページをお開きください。歳入につきましては、特定財源につきましては、歳出と併せて御説明をさせていただきますので、省略をさせていただいて、中段のところでございます。款・項、繰入金、目基金繰入金でございます。予算書は12ページ、内容としましては、財政調整基金繰入金でございます。補正額は2億円ということでございます。こちらは、先ほどの部長の挨拶にもありましたとおり、このたびの追加補正予算、第8号では、物価高騰対策、こちらを速やかに取り組むために、17の事業、額としましては3億7,247万8,000円でございますが、こちらを計上させていただくものでございます。この物価高騰対策の財源、まず、国の交付金がございますので、これが5,230万8,000円、これは残額、最終計上できる額、全額を入れております。ただ、これでは、先ほど言いましたように、物価高騰対策、非常に大きい17の事業ありますので、財源十分確保できませんので、このたびは政策判断をさせていただいて、財政調整基金を2億円、先ほどの交付金と合わせまして、2億5,200万ほどですね、財源を確保いたしました。これによって、全体事業費の7割弱、3分の2程度の財源が確保できましたので、ちゅうちょなく物価高騰対策に取り組むということを行ったものでございます。

これによりまして、財政調整基金、令和5年度末の残高35億6,873万9,000円となります。減債基金と合わせまして48億6,964万8,000円、こちらが、令和5年度の残高ということになります。なお、令和3年のときに、2月議会で御承認いただきました11次総合計画、こちらの令和5年度末の基金積立目標額が47億円以上ということでございますので、現段階では、こちらの目標金額は、堅持できるものというふうに考えております。

それでは、その次でございます。款・項・目、繰越金でございます。補正額が8,880万5,000円、補正後の額が21億3,947万9,000円ということでございます。こちらは、このたびの補正8号に係る一般財源ということで計上するものでございます。なお、9月議会で承認いただきました残りの額が、4億9,066万7,000円でございますので、こちらは今後の補正、2月補正で全額計上していきたいというふうに考えております。

歳入につきましては、以上でございます。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。

それでは、歳出について御説明をいたします。資料3の3ページ、款民生費、項社会福祉費、

目人権交流プラザ管理費、生活困窮者食料配布事業費についてです。補正予算書は14ページ、事業別概要は7ページになります。これは、国の動きに呼応いたしまして、物価高騰等の理由により、生活が困難となった生活困窮者に対する当面の緊急的な措置として、食料支援を行うものです。食料を事前に確保することによりまして、適切かつ迅速な支援を行おうとするものです。予算額は207万9,000円をお願いするものです。

続いて、予算書7ページ、繰越明許費についてです。この生活困窮者食料配布事業について、切れ目のない継続的な支援を行うために、予算額207万9,000円の繰越明許をお願いするものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。生活困窮者食料配布事業費なんですけれども、事業別概要では、支援の対象が生活困窮者と生活保護受給者ということになってるんですけどね、この食料支援を利用された生活保護受給者の場合のその収入認定にね、こういう食料支援を使ったときに、その収入認定される、されないっていうような議論が以前あったんですけども、どうなるかっていうのは、その中央人権福祉センターのほうで把握されてますかね。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。詳細については、生活福祉課が所管でございますけども、一応、まずは、第1回目の支援については、これは換算しないというふうには伺っておるところです。2回目以降は、これはケースごとに、その都度判断されるものというふうに承知をしております。はい。以上でございます。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。全国的に、やっぱりこういう食料支援っていうのは、すごく待たれてる、喜ばれてるっていうね、そういった報道もある中で、本当にこれは、大事なやっぱり事業だと思しますので、生活福祉課っていうことでね、とにかくその中央人権センターについては、とにかく必要な人には、本当に早い支援をということでお願いをしたいと思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属す

る部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。以上でよろしいでしょうか。そのほか何かございますか。

それでは、これで、総務部・危機管理部を終わります。ありがとうございました。執行部の皆様は、御退出ください。

【企画推進部】

◆砂田典男委員長 皆様、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、企画推進部に入ります。

まず初めに、塩谷企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思えます。

○塩谷範夫企画推進部長 委員長。

◆砂田典男委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫企画推進部長 はい。失礼いたします。企画推進部の塩谷でございます。本日は、よろしくお願いたします。本日は、議案の審査ということで、議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)、議案第155号公立大学法人公立鳥取環境大学定款の変更について、議案第156号新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更について、議案第158号鳥取市民会館の指定管理者の指定について、議案第159号鳥取世界おもちゃ館の指定管理者の指定について、議案第160号城下町とっとり交流館の指定管理者の指定について、以上の6議案につきましては、先般12月11日の委員会のほうで、説明のほうさせていただいておりますので、本日は審議のほうを、よろしくお願いたします。

また、追加提案させていただきました議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第8号)につきましては、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、1,299万6,000円の増額補正を計上しております。また、歳出につきましては、地域応援クーポン事業費として、総額8,470万円の増額補正をお願いをするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明をさせていただきます。以上、審議のほど、よろしくお願いたします。

◆砂田典男委員長 それでは、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いたします。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆西尾彰仁委員 委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。失礼いたします。事業別概要書の19ページの上段でございますけど、市民会館の施設管理費の中で、冷房機器故障による大型扇風機リース料、機器メンテナンス費用ということで内訳に入ってるわけですけども、通年、こういう機械とか設備は、点検をして、長寿命化を図っておれば、このお金は要らなかったんじゃないかなと思われるわけですけども、点検では、こういうのが見つからなかったのかどうか、その辺を教えてください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。お答えします。基本的に、定期点検はやっておりますが、今回の件については、その中では予想できなかったということではないんですが、根本的に、この設備自体が古いので、正直、いつ、何が起こってもおかしくないという状態で、これまでやってきとる中で、基本的に定期点検もやっておったということでありまして、今回の件については、そのさらに上を行っていたというようなこととなります。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆西尾彰仁委員 はい。いいです。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

◆岡田 実委員 委員長、はい。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。すみません。質問といたしますか、事業別概要の18ページの文化交流課所管にあります、イスラエル避難民受入事業、受入支援事業費っていうところのこの項目名のところなんですけど、ちょっと細かいことなんですけども、鳥取県さんのほうのその事業費の内容でいきますと、ここに、イスラエル、中ボツ、パレスチナ自治区ガザ等っていうのがありまして、ここは、あえてここは抜いてるような状況なんでしょうか。名前、県と一緒にないんですけどっていうところの質問です。18ページの下段です。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。この名称については、御指摘のとおり、パレスチナという文言が抜けておりますが、実際のその支援金の支給要領の中では、イスラエル・パレスチナ自治区ガザ等からの避難民という言い方、避難民という言い方も、あまりいい言い方ではないのかもしれませんが、そういう言い方にしておりますので、名称については、御指摘のとおり、県と少しずれがありますが、中身としては同じということにしております。以上です。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第155号公立大学法人公立鳥取環境大学定款の変更について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第155号公立大学法人公立鳥取環境大学定款の変更についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。改めてですね、これは、国のほうが、地方独立行政法人法の改正に伴って、公立大学の年度計画、これをなくして、評価も廃止するっていうことなんですけど、そもそも、その目的、国の目的は何でしたでしょうか。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。この定款に係る地独法の改正の該当する部分の目的については、公立大学の負担軽減というふうに理解しております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 その年度計画と、その毎年の評価、これを廃止することで、どんな負担軽減になるんですかね。逆に言えば、どれだけの事務量といたしますか、作業っていうのかな、それをどれぐらい費やされてるものなのか。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。事務量につきましては、毎回9月議会の委員会のほうで、評価結果を報告させていただいておりますけども、年度が終わりまして、4月、5月、6月と、大学のまず事務方で自己評価を実施いただきまして、それを、市と県と一緒に詰めていくんですけども、その間に、法令に基づいて設置してます評価委員会がございまして、評価委員会のほうに、毎月のように報告をして、評価をいただいて、それに対して、次の委員会のときには宿題、質問に対しての打ち返しもさせていただいて、評価として8月に固まって、それが出ささせていただいてるということで、今回、国のほうの改正の趣旨にもございますけども、相当な事務負担だというのは、大学事務局のほうも、そこは思っておられまして、このたびのその改正で、事務負担の軽減は図られるというふうなお話もいただいているところでございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 その負担が軽減されることによって、どんなメリットといたしますか、大学のほうにね、あるのかっていうことと、あと、今現在は、その4月～6月まで自己評価をして、それから評価委員会にかけてっていうことであつたんですけど、これが廃止された場合、毎年の

評価っていうのは、大学がどういうふうにされるのか、その点を教えてください。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。まず、メリットといいますか、どういったその負担軽減の効果があるのかということなんですけども、それを行うことで、まず、日々書類作成してます現場職員の事務負担というのはなくなりますので、それが、例えば、地域に出向いて、先生方の出前講座とかの準備ですとか、そういったふうに向いてくるとかですね、もちろん、その評価に当たっては、先生方も関わられますので、通常でも非常にお忙しい、小規模大学ですので、非常に忙しい先生方の負担軽減になって、本来のその教育や研究のほうに向けていただけると、そういうことであるなというような話をしております。

それから、廃止した場合のその後の対応ですけども、今、県と市、それから大学さんのほうで、来年の回し方といいますか、お話しさせていただいているところで、大学さんも含めて、やはり自己点検というのは当然していかないといけないなど。ですので、今のやり方と少し変わってくるかもしれませんが、自己点検はして、その結果を、やはり、県・市に報告をしていただくと。我々も、それを基に、議会、市民の方に報告していくと、そういった回し方を、今話をしているところでございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 それで、国のほうは、この年度計画と評価を廃止するに当たっては、指標を追加しなさいって言われてるんですけども、それは、中期目標を達成するために取るべき措置の実施状況に関する指標ということで、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標及び業務運営の改善及び効率化に関する目標、これを追加する必要があるって言うんですけど、これについてはどうなるんでしょうか、環境大学の場合。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。指標につきましては、少し中期計画、まだ執筆中ではございまして、どういう指標を入れていこうかというのは、まだ現場レベルでのちょっと調整段階ではありますけども、鳥取環境大学の今のこの指標につきましては、ほかの公立大学さんの中には、指標数が少ないところのほうが比較的多いのではというふうに、大学さんとちょっと話してまして、それに対して、鳥取環境大学は、相当多いというふうに思っております。その中で、議員から、先ほど御紹介いただきました項目、入れる項目、住民に対して提供するサービス、この場合は、市民の方への還元ですとか、学生という意味もありますし、業務の改善効率化、組織運営等もございまして。これに当たるものとしまして、第3期中期目標、今少し作成中ですけども、現在、第2期に当てはめるとどうなのかなということ、大学とも話しとりまして、第2期ですと、大学の教育等の質の向上という項目がございまして、そこに上げております指標としては、例えば、学生に対しての就職率100%を目指すですとか、シンポ

ジウムを開催して、地域でこう出して、情報、市の提供をさせていただくですとか、公開講座も開きますとか、そういったものを設定しております、イメージでいいですよ、そういったものの類似の、全く同じものもあるかもしれませんが、少し指標を入れ替えるかもしれませんが、そういったものが、新たな法律に基づいて指標を設定しなさいということに対する環境大学の取組として出てくるのではないかと思います。

もう一つの業務運営のほうにつきましては、例えば、経済界や保護者会との意見交換を毎年しますと。それは、しっかり関係者の方の意見を運営に取り入れるという意味の指標で入れておりますし、大学の行事に教員がしっかり参加していくと。その組織運営にも関わっていくという指標で、そういったものも入れておりますので、同じく3期中期目標に当たって、同じか、または少し変えるかもしれませんが、そういったイメージの指標が入ってくるのではないかなというふうに考えております。

◆伊藤幾子委員 はい、いいです。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 ほかの委員の皆様もよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。以上で、質疑を終了します。

討論はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。私は、ちょっとこの議案には反対の討論をさせていただきます。まず、その理由なんですけれども、るる御説明いただきました。私も、その年度計画と評価をなくすことによって、その大学の職員さんの事務の負担が増えて、その代わりに、その教育の質の向上だとかね、あと、こう地域に出向いて、その地域貢献に資することになればいいと思います、それは。全くその評価をなくすんじゃなくて、自己点検は毎年されるということで、それで、議案という形ではないんでしょうけれども、議会にも当然報告があるし、当然、県と市が設置者ですから、そこにも報告があるっていうことは続けられていくわけですので、全くこう中身が分からないということにならないというふうにも思っています。本当に、その大学法人にとって、大学と、あと自治体ですよ、その事務負担の軽減になるっていうのは、それは理解できるんですね。ただ、何が心配かっていうと、この公立大学に対するこの改正っていうのは、公立大学を持ってる地方からの意見で取り入れられたっていうふうに聞けるんですけども、先行して国立大学が、こういうね、年度計画と評価が廃止をされました。また、指標もつくりなさいっていうことで言われました。国立大学と公立大学は違うんですけども、すごく今、国立大学、もういろいろ国のほうから規制がされとったりとか、本当に大学って自由な学問であるべきなのに、いろんなことを茶々入れられてるわけですよ。それを考えると、国がね、年度計画と評価を廃止する場合に、指標を追加することというね、そういう条件を加えてきたことが、今々はそうじゃないかもしれないけれども、その大学のね、業務のリストラ

とか、あと運営交付金の削減、そういうことに使われかねないんじゃないかっていうおそれがありますので、今回がこういったことの初めての条例改正ですので、私はそういう考えで、この条例改正には賛成できません。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。上杉委員。

◆上杉栄一委員 私は、この変更については、賛成の立場です。先ほど、るる懸念があるというような、そういった思いの中での反対討論されたんですけども、大学というのは、そもそも研究の場であるわけですので、こういった先ほどのお話の中で、大学の先生方も、この負担軽減によって研究領域が広がっていく、研究時間も増えるというようなことで、そういったことを鑑みれば、やはり本来の大学の、いわゆる研究の場としての大学の在り方、大学の本質が、より深まってくるんだろうというふうに思います。そういう理由で、この件については、賛成をいたします。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。以上で討論を終結します。

これより、議案第155号公立大学法人公立鳥取環境大学定款の変更についてを採決します。
本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第156号新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第156号新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。この議案は、先ほどの155号議案と関連してきますので、これも併せて反対します。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。上杉委員。

◆上杉栄一委員 同じく、155号議案と関連しますので、私は賛成です。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかございませんか。はい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で討論を終結します。

これより、議案第156号新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更についてを採決します。
本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第158号鳥取市民会館の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第158号鳥取市民会館の指定管理者の指定についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆上杉栄一委員 ちょっと関連でええかな。

◆砂田典男委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一委員 ちょっと気になることがありますして、これは執行部にお伺いしたいんですけども、この158号と159号、160号、これについては、選考委員さんは同じ方がやっておられるのかな。まず、このことを。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。選考委員会は、同じメンバーになります。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 それで、選考結果のア～カまであるんですけども、これも同じ委員さんの順列で、順番で、評価点が出ているということによろしいですか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。そのとおりです。以上です。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 私が気になるって言ったのはですね、この中で、ア、イの方、イの委員さんなんですけども、この人は全て3平均で、それも、さっき質問した、市民会館、おもちゃ館、交流館、これが全て3の平均で評価が出てるんです。だから、常識で考えればね、それは、3もあれば4もあるし、5もあるし、2もあるかもしれないけども、全て平均点で、この数字が出てるっていうのが、非常に違和感を感じるんですわ、違和感を。どなたがってということまでは聞きませんが、本当に、この評価をそのまま受け取っていいんかというような、そういうことがちょっと疑問に感じるもんだから、いわゆるその委員さんの構成であったり、選考であったり、その辺りの考え方、ちょっと教えてやってください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。今の上杉委員さんからの問いかけですけども、まず、この選考委員会の構成について、少し説明をさせていただきますと、選考委員としては、6名の選考委員から構成をされています。内訳としては、学識経験者、それから施設利用代表者、そして民間、これは経済、それから経営、あと2人、内部ということで、6名で構成をされています。学識経験者については、これは鳥取大学の先生です。それから、施

設利用代表者については、これは鳥取市文化団体協議会から推薦をいただいた方であります。ですから、実際に文化団体として、その施設を利用しておられるところになります。それから、民間、経済ということで、鳥取商工会議所、それから経営ということで、これは税理士さんに入っていております。あとは内部ということで、企画推進部の政策企画課長、それから、秘書課広報室長ということで、計6名ということであります。

先ほど、御指摘のありました、見ていただくと、実際、全て3をつけておられる委員さんもおられます。ですけれども、事務局としては、これをどうこう言うっていうことが、なかなかできかねるということでありまして、そのほかの委員さんは、見ていただいて分かる通り、しっかり審査をしていただいとるというふうに思っておりますので、結果としては、この全て3というのが入ってますが、この選考委員さんは、審査委員、選考委員として、それなりの責任を持って、この数字を入れられたものと、事務局としては思うしかないのかなということであります。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 事務局のほうとしてはね、これがいいとか悪いとかということは言えんけれども、我々が見た場合に、非常に不自然なわけなんですわね。オール3で、全てのその施設についても、可もなければ不可もないというような格好だろうと思うんだけど、市民会館にしても、それから交流館にしても、いろいろその運営方法が違う、違うっていうか、スタッフももちろん違うわけだし、施設ももちろん違うんだけど、それが全部3だっていうような評価の方法ってあるのかなというのは、常識的には考えられんわけなんですわね。考えられないです。それはなぜかっていうと、5の人もあれば、そのほかの委員さんですわね、3もあれば4もある。だから、自分の基準点というのは大体頭に入れて、それによって、上に行くか、下に行くかというふうに考えるんだけど、このイの委員さんっていうのは、もう最初からこれは3だというふうな考え方しか、ちょっと考えれんというふうに思うんです。この方は、この方はっていうかね、ほかの指定管理の委員、評価委員っていうか、それもおられますか。

◆長坂則翁副委員長 多分、分からんな。

◆上杉栄一委員 所管課、所管課以外で。

◆長坂則翁副委員長 分からんだ。

（「すぐには分からないですよ」と呼ぶ者あり）

◆上杉栄一委員 分からんか。まあいいや、はい。その委員の選考に当たっても、今度、事務局というか、鳥取市のほうから、その選考の意図っていいですか、そういったもの、しっかりと委員の皆さんには認識していただいて、評価に当たるようにしていただかないと、いいかげんだって言ったら語弊があるかもしれんけれども、つい数字を羅列しただけで終わってしまうっていうことになると、今度は指定管理になったところも、それだけの評価しかないっていう話になるわけで、だから、どこをその評価して、じゃあ、どこを改善しようかとか、あるいは、その2とか3だったら、4が5にでもなるような形でせないけんわけだけでも、そういうその評価のめり張りが全くないんでね、その辺からまた、鳥取市が決める話じゃないだろうと思うんです。その民間からののは、手挙げの方式だろうけども、学識経験者とか、そういった方について

ては、もうそれこそ、そちらのほうから誰かを選んでとか、あるいは、どここの団体から誰か出てくれっちゅう格好かしらんけれども、その辺の委員のその選考の在り方について、もう少し慎重に考えてやってください。はい、以上です。

○福山博俊文化交流課長 はい。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。先ほど、今ありました上杉委員さんの意見、ごもっともだと思います。事務局としても、今後の委員選考なりにおいては、基本的には、その団体から推薦という形もありますが、その中で、仮にその受けていただく場合、あるいは推薦をお願いするときに、しっかり選考委員さんというのは、この指定管理者さんの、言ってみれば、生活がかかっている話ですので、そういったことも踏まえて、しっかり審査をお願いしたいということを、改めてお話をしたいと思います。

ただ、この今回、今の話に関しては、そういったことも踏まえた上で、この委員さんは、こういう点をつけておるといふふうに事務局としては思うしかないのかな、先ほど、上杉委員さん言われた、可もなく不可もないというのが、この方の見解なのかなというふうに理解をするところです。今後については、先ほど言いましたように、しっかり対応していきたいと思いません。以上です。

◆上杉栄一委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほか何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第158号鳥取市民会館の指定管理者の指定についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第159号鳥取世界おもちゃ館の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第159号鳥取世界おもちゃ館の指定管理者の指定についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第159号鳥取世界おもちゃ館の指定管理者の指定についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第160号城下町とっとり交流館の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第160号城下町とっとり交流館の指定管理者の指定についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 福山課長、参考までに教えてください。ここにも、利用者増加やサービス向上を図るための具体的手法ということで、何ページかな、108ページに出とりますし、様々なイベント、あるいは展覧会、それからコンサートなんかもやっておられるみたいなんだけども、この間の入館者の推移っていうのは、どういう状況になっとるんですか。増えておるんですか、実際。横ばいなんです。逆に少ないんですか、少なくなってきたりるんですか。ちょっと入館者の推移を教えてください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。長坂議員さんからの質問にお答えします。御存じのように、コロナの関係もありましたので、施設全体的に、全市的には、その影響をもろに受けたというのがあります。令和元年度からの推移でいきますと、令和元年度は、コロナの影響を受けていなかったということで、令和元年度については、実績としては2万3,048です。令和2年度以降なんですけど、実は、入館者のカウントの仕方が変わっております。というのが、令和元年度までのカウントの仕方が、実数にあまり近くない、要は、はっきり言いますと、1の方がダブルカウントとかかれて、その施設の場所ごとにカウントをしたもんですから、例えば、福山が入って、食堂、食べる所で1、それから2階を見たら、そこでも1という形で、そういう形でのカウントになってました。それは非常に実数に近くないと。実態に近くないということで見直しをした関係で、令和2年度については5,714人。そのカウントの見直しの関係と、あとコロナの関係が相まって、令和2年度は5,714人。それから、令和3年度が5,476。そして、令和4年度が6,300という形で、コロナが徐々に落ち着いてきたというのがありますし、先ほど、長坂議員さん言われたように、指定管理者としても、様々な企画展とかコンサートとか、いろいろこれまで努力をしておられるという部分と、あと、喫茶の部分では、オリジナルのカレーのメニューを出したりとかで、努力をしておられる関係で、コロナも収束してきたということも踏まえて、人数としては上がってきてるかなというふうには思っています。以上です。

◆長坂則翁副委員長 もう一点だけ。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 入館者数、今聞いたんだけど、参考までに教えてほしいんだけど、そ

の中で、訪日外国人っていうのは、何名ぐらいおられるんですか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。このうち外国人が何人っていうカウントはしていませんが、ただ、指定管理者から、こちらのほうに出される利用者アンケート、来られた方のアンケートを見てますと、やはり内訳としては、かなり県外の方が見学に来られているというふうに聞いていて、中には、外国の方も来られるということで、どこから情報を得て来たかということを知ると、駅の観光案内所とか、そういったところで聞いて来ましたっていう方もおられるようです。具体的に数字としてはつかんでおりませんが、コロナが収束以降、それからコロナ以前も、外国人の方も来られるというふうに聞いております。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 市長も、インバウンド誘致みたいなことを、もう盛んに言っておるわけですし、やっぱりそういった意味では、今後の入館者把握についてね、やっぱり訪日外国人の皆さんが、そのうちどれぐらい増えてきたんだろうかっていうようなことも含めて、把握するような取組をするよう、これは意見ですけども、申し上げておきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。そのほか何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第160号城下町とっとり交流館の指定管理者の指定についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。それでは、令和5年度12月追加補正について、議案第197号について説明させていただきます。説明は、この資料1の資料を御覧ください。

2ページ目を御覧ください。初めに、歳入について説明いたします。歳入は、国庫支出金になります。（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ克服・新時代開拓臨時

交付金)です。これは、補正額は1,299万6,000円となります。事業の内容につきましては、次の歳出のところで御説明いたしますが、すご！ウサ地域応援クーポン事業と地産地消！地域応援クーポン事業の財源となるものです。

続いて、3ページ目を御覧ください。歳出について説明いたします。総務費になります。初めに、すご！ウサ地域応援クーポン事業費です。事業別概要は8ページの上段です。これは、6月補正で予算を御承認いただいていた事業の追加経費を要求するものとなります。事業の内容につきましては、道の駅や、まちパル、とっとり市で使用できる1人3,000円のクーポンを発行するキャンペーンになります。キャンペーンは10月30日から実施しておりまして、現在も実施中です。このうち、道の駅などの店舗用クーポンですが、キャンペーンの10月30日スタートから、約2週間ぐらいで、2週間後の11月13日には、発行部数の2,400枚を発行したことを確認いたしました。こうしたことから、好評であるということで、今回追加分として2,000分を発行するための経費を計上させていただいています。今回は追加分となりますので、クーポンの発行は、抽せんで行いたいと考えているところです。

現時点で確認できている実績を申しますと、道の駅分については、2,400枚発行しておりまして、772名以上の方が利用をされていることが確認できております。それから、とっとり市の分につきましては、379枚発行しておりまして、全部で600枚発行予定ですが、379枚発行しておりまして、194名の方が利用されていることが確認できております。

次、資料の4ページに、この事業で製作しましたサカイ引越センターとの、まごころパンダと、すご！ウサのコラボによるラッピングトラックと、麒麟獅子のラッピングタクシーを添付しておりますので、御紹介させていただきます。御確認ください。

続きまして、その下の地産地消！地域応援クーポン事業費です。こちらは、新規の事業となります。事業別概要は8ページの下段です。補正額は7,870万円です。この事業につきましては、資料の5ページの資料を御覧ください。説明させていただきます。

事業の概要につきましては、この事業は、物価高騰の影響を引き続き受けている地域経済の回復の支援、それから、市の公式LINEの利用促進、全国的な情報発信による本市への誘客・周遊促進を目的としているものです。具体的な事業の内容につきましては、物価高騰への支援や、公式LINEの利用促進として、1つ目は、飲食店と移動販売車で使用できる割引クーポンを発行します。クーポンの発行はLINEを活用して行いますし、抽せんで行うこととしております。

発行するクーポンの内容ですが、この5ページ目の右側の枠の中に書いてありますが、5,000円以上の支払い時に利用できる1,500円の割引クーポン、3,500円以上の支払い時に利用できる1,000円の割引クーポン、1,500円以上の支払い時に利用できる500円の割引クーポンの3種類のクーポンを1セットとして、合計3,000円の割引クーポンを2万人分発行するものです。

続いて、2つ目の事業ですが、移動販売車の事業者に対しまして、割引クーポンによる販売促進のほかに、市の公式LINEなどをPRするマグネットを車両に掲示していただける場合に、1台につき10万円の支援金による支援を行いたいと考えています。支援金の対象になる車両ですが、これまで市の補助事業等を受けておられない車両、事業者を対象と考えておりまし

て、現在、市内にある移動販売車の対象となる車両は7台あると見込んで予算を計上しております。

続いて、次に、こうしたクーポンの事業、PRの掲示の車両、事業者への支援のほかに、全国的な情報発信を行いまして、クーポン事業を推進するために、これまでシティプロモーションで生かした話題性や拡散性の高い媒体とタイアップしまして、本市への誘客や周遊につながるよう、取組をPRしていきたいと考えております。

こうした事業を実施することで、効果として見込んでおりますのが、飲食店や移動販売車等の収益アップや、新規雇用、新規顧客、それから地産地消店の増加、本市の知名度、認知度の向上や、市の公式LINEに友達登録の増加等の効果を見込んでいるところです。

真ん中辺に、事業のイメージ図を添付しております。今説明した内容を図にしたもので、御確認ください。

事業費としましては、先ほど申しましたように7,870万円です。内容ですが、クーポン代金として6,000万円、クーポン発行に係る事務や情報発信業務の経費として1,800万円、移動販売車への支援金として70万円となっております。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 はい。御説明いただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。その地産地消！地域応援クーポン事業費なんですけれども、発行経費等の1,800万円、ちょっと、もうちょっとこの中身を教えていただけませんか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。クーポン発行に係る事務や情報発信業務の内容としましては、まず、クーポンの発行に係る委託業務の経費が1,500万円、これが、情報発信業務も含めてのところを考慮して、この知名度や拡散性の高い媒体とのタイアップによる情報発信というところも、クーポン発行業務と一緒に委託をしようと考えておりますので、これが、この経費の中のほぼを占めます1,500万円です。あとはPR用のマグネットですとか、ポスターですとか、チラシを製作する予算として、これも委託料になりますが、200万円。それから、広告料としまして、市内のタウン誌に記事を掲載して情報発信をしていこうということを考慮して、その分として、100万円。以上で1,800万円を計上させていただいております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。それで、結局、これは公式LINEを使って、抽せんに応募して、クーポンが当たればっていうことですね。この写真があるんですけど、この移動販売車に、このQRコード読み取ってもらったら、LINEに登録できますよっていうふうに思えばいいのかなって思ってるんですけど、大体こう移動販売を利用される方は、割と高齢の方が多かったりするんですけども、高齢でも、スマホは持ってらっしゃる方が多いってことで、例えば、この移動販売車が来たときに、抽せんに応募したいから、LINEに登録してとか、登録してるけど、どうやってやるんかとか、そういったことまで、その移動販売車の

方に、お願いっていうんですかね、そういったことも考えてるのかどうか、その点はどうか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。伊藤委員、言われたとおりでして、移動販売車に買物に来られた方に、ぜひLINE登録をしていただきたい、そのキャンペーンにも参加していただきたいと考えております。これからちょっと具体的に、移動販売の事業者の方とお話しさせていただくことにはなると思うんですが、今回のその道の駅のクーポン等のキャンペーンにつきましても、事業者さんの協力を得ながらキャンペーンを実施してるところがあります。ですので、広報室としては、そういったLINEの登録の仕方ですか、あと、そのキャンペーンの参加の方法、今回は負担のある割引クーポンになりますので、今やっているキャンペーンのような、ちょっと写真を撮ってっていうようなところは求めないでいこうかと考えているところでした、LINEに登録していただく方法ぐらいなら、ちょっと協力いただけるのかなとは考えているところです。まだ事業者さんとの具体的なお話はできていないんですが、そういったこともできたらいいなというふうに考えているところです。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。その公式LINEを使って割引クーポンを発行するっていうことなので、結局、それを登録して当たった人、限られてくるわけなので、主たる目的は、公式LINEの登録者を増やしていくっていうことが、まずはあるのかなと思っています。ただ、それだけするんじゃなくて、クーポンを使ってもらって、お買物にっていうね、そういうことでいえば、高齢者の方で移動販売車使う人が、やっぱり割合いらっしゃるので、その方たちにクーポンが当たって、より買物に使ってもらえるようになればいいかなと思いますので、その辺りちょっと事業者さんには負担になるかもしれないけれども、ちょっと丁寧な関わりをね、極力お願いしていただけたらなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと教えてください。この地域クーポン事業費600万。これ、あくまでクーポン券の代金という理解でいいんですか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。はい。このすご！ウサ応援クーポンの600万円は、クーポンのお金ということです。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、4ページのこの写真がラッピング車両ということで、ラッピングトラックの写真があるんだけど、これは以前に、ラッピングトラックは、以前の委員会の中で、もう既に予算化されてされておった。たしか、ラッピング車両っていうのは1回聞いたことあるんだけど、もうそれは、以前の議会で済んでおるんですね。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。はい。この4ページに掲示しております、このラッピング車両の経費につきましては、6月補正で計上させていただいたもので、実施したのになります。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 参考までに、ちょっと記憶がないもので、このラッピングのデザインは、誰がデザインされて、そのデザイン料というのは幾らだったんですか。遡ったことを聞くだけでも、教えてください。

○松本 縁秘書課広報室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。このラッピング、トラックのほうにつきましては、ラッピングのデザインについては、このすご！ウサギとサカイ引越センターさんのまごころパンダくんということで、両方のその決まったデザインがあります。そのデザインを組み合わせ、車両のラッピングを考えたんですが、鳥取市のPRをするということで、このすご！ウサギとサカイ引越センター様のまごころパンダプラス、このしゃんしゃんの傘のデザインを広報室のほうで加えてくださいということで、広報室とサカイ引越センターの広報担当とで話をして、デザインを決めさせていただいております。経費につきましては、まだちょっと事業の実施中ということもあって、実績を持っておりませんので、すみませんが後ほどでもよろしいでしょうか。

◆長坂則翁副委員長 後で、後でも。

○松本 縁秘書課広報室長 実際、その全部を業者に委託して、デザインからラッピングまでの業務を、ほかの業務と含めて委託しておるもので、ちょっとこの分だけのデザイン料とラッピング料ということで、具体的に経費が出せるかどうかというところも含めて、また後ほど答えさせていただきたいと思います。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 この4ページのね、4ページの写真は、初めて見るんですよ、初めて。今までの説明資料の中には、この写真はなかったと思いますよ。それで、ですから、誰がデザインされたんですかというふうなこと聞いたんですけども、いや、これ見たときにね、今も室長のほうからあったけれども、何でパンダが出てくるのかなと思って、パンダとウサギの組合せ。いや、ウサギは分かるんですけども。

◆砂田典男委員長 サカイ引越センターだ。

◆長坂則翁副委員長 えっ。

◆砂田典男委員長 サカイ引越センター。

◆長坂則翁副委員長 いやいや、だけど、何か私は、ちょっと何だあ、違和感を感じるんで、ちょっと言ったんですけども、何でパンダとウザキなのっていう。もっと鳥取らしく、鳥取らしさというものが、本当にこれで表れとるのかなと、ちょっと疑問に思ったもんで言ったんですよ。

◆砂田典男委員長 パンダは、宣伝を提供しとるんでしょ、これは。

◆長坂則翁副委員長 パンダはちょっと、私はあんまりよく理解できんもんで。余談ですけど、

以前、ラッピングトラック、山形に視察に行って、山形市が取り組んでたもんで、ラッピングトラックの一般質問したけど、そのときは、市長はあっけなく断りましたが、このたび、こんなんでも出てきたんですけれども、これはタクシーとトラックですよ。トラックは何台で、タクシーは何台だったですか。今まで説明があったですかいいね、教えてください。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。トラックにつきましては、まず、4トントラックが1台、2トントラックが1台、営業車が1台の3台です。タクシーにつきましては、現在13台走っております。このラッピングの車両につきましては、鳥取市の取組をPRするということや、魅力発信ということで、ラッピングトラックを造っているんですが、今回このサカイ引越センターさんとコラボをしてトラックを造ったというのは、車両が全国を走るということと、あと、サカイ引越センター様のほうも、地域貢献ということで、御当地トラックを造りたいというような意向がありました。その意向と、鳥取市が全国にPRしたいと、こういった取組とがマッチングしたということで、今回サカイ引越センター様と組んで、コラボをして、向こうのそのまごころパンダというキャラクターパンダと、鳥取市のすご！ウサとがコラボしたトラックを製作したということになっております。車両につきましては、今、市内ですとか、全国を走っていますし、あと、この写真ですが、実はこれ、市報のページの写真でして、市報の12月号に掲載させていただいておりますので、もしあれでしたら、お帰りになってから、ちょっと確認させていただいてもいいのかなと思っております、すみません。できた後に、市報のほうに載せさせていただいているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆長坂則翁副委員長 私の感覚がちょっとずれとるようなんで。

◆砂田典男委員長 そのほかの皆様で。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 ちょっと簡単なことと申しますか、今回のこの地産地消の地域応援クーポン事業費なんですけども、これは、補正額のほとんど、6,662万5,000円ちゅうのは、これ、一般財源で間違いはないでしょうか、基金か何かの。それと、現在のね、鳥取市の公式LINEの登録者数と、これをすることによって、どれぐらい増えるのを見込んでおられるのか、その辺をちょっと、LINE登録がこれぐらい増えるとか、増えてほしいなあっていうのがあったら、教えていただけんでしょうか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。今回の一般財源については、これは財政調整基金を取り崩したものを充当しているものです。

それから、LINEの今日時点の登録者数ですが、ちょっと時間によって変わりますけども、朝確認したところでは、2万8,821人というところです。少し実績を加えて説明させていただきますと、今回集計が取れてるのは11月分なんですけど、11月分につきましては、応援便の登録もありますので、その分と重なったところで、11月中に3,226名の方にLINEに登録いただきました。応援便として283人、それ以外のLINEのキャンペーン分として言いますと2,943

人ということで、このキャンペーン、これまでもいろいろキャンペーンをしてきていますので、友達登録されている方も、キャンペーンに参加されているということで、新規の方がこれだけ増えたということで考えますと、令和4年度が、年間1万3,000人ぐらい増えておりますので、それに比べると、同じ期間見ると、3,000人ぐらいは、友達登録を新たにさせていただいた方が多いので、目標としては1万6,000人と言わず、2万人ぐらい増えたらいいかなと。昨日から謎解きキャンペーンも始まりましたので、増えたらいいかなというふうに、担当のほうは考えているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。2万人を目標ということで、なかなか厳しいのではないかなと思いますけれども、鳥取市に在住の方以外の方に、こういうのをしっかりPRをしていただいて、鳥取県なんか巻き込んで、東京本部とか大阪、関西事務所とかもですね、こういうのに、てこ入れを県なんかとしていただいて、どんどん増やしていただくようお願いして終わります。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。すみません。説明資料のほうの5ページの中での効果っていうところで、事業の概要の中なんですけども、この中で、要は、今度お店、店舗のほうなんです。6,000万円からのクーポン券っていうことになりますと、かなり地域の経済も潤う、個店さんがですね、増えるんじゃないかと思う中で、ここでは、地産地消認証店の増ってなってます。これは、まず、地産地消の認定店さんだけが、このクーポンの対象となるお店なのか、そうでないのかっていうところが1つと、あと参考に、この認証店って、何店舗ぐらいあるんでしょうか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。まず、対象となる飲食店ですが、いろいろ、どのような対象にするのかっていうのはあるんですが、やはり市の施策と絡んだところで、地産地消の認証店さんでというふうに、今回は決めさせていただきました。御家族での御利用っていうのを少し見込んでいるもので、言えば、家族みんなで行けるようなお店がいいなというふうには考えて、そこも含めて、地産地消のお店にさせていただいたところです。

地産地消の認証店さんの、すみません、数については、今確認させていただきたいんですが、NHKさんのほうで、このキャンペーンについてニュースが流れました。その流れた後に、その地産地消の認証店さんではない飲食店さんのほうから、認証店になりたいんではないかというように問合せをいただいたりしているもので、そういったことで認証店が増えるのかなというふうなところも、効果として考えているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。いい効果が出ればなって思います。これ、ちょっと私聞き漏らしちゃったかも分からないんですけども、これはいつからのサービス開始っていうところで、よろしいでしょうか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。すみません。説明が不足しておりました。申し訳ないです。まず、このクーポン事業につきましては、少し準備等時間がかかりますし、今回は抽せんでさせていただくということで、事業に取りかかる期間、キャンペーンの期間としては、来年度実施というふうには考えているところです。予算を繰り越して実施させていただこうかなと、今のところは考えているところです。それから、この移動販売車の支援金につきましては、早め実施できるのかなと考えておりますので、今年度中に移動販売車の支援金はお話しさせていただいて進めたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 すみません。またちょっと質問なんですけども、事業別概要のほうに、割引クーポン発行管理委託業務ということで、この委託業務なんですけども、これはもう既に業者さんって決まっているものなのか、これから募集、募集といいますか、かけていくのかっていったときの、どちらでしょうか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。クーポン事業につきましては、今回この情報発信というところも、大きな経費をかけて委託をお願いすることになりますので、その情報発信について、鳥取市が目指すところ、話題性や拡散性のある方とのコラボができるというところを条件として考えて、今後、業者を決めていきたいというふうに考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい、分かりました。これ、その情報発信もそうですし、それから、地産地消とはまだなっていない個店さんもそうなんだろうけども、やはり頑張られる事業者さんっていうものが、ここに多く参加して、そのことによって質を上げていかれて、そして経済が潤っていくっていうふうな、そういった流れになればなということで、これは意見なんですけども、しっかり展開していただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。ありがとうございます。地産地消の認証店ですが、確認したところ、ウェブサイトのほうでは83店舗ということで公表されております。令和5年2月現在、83店舗ということで公表されております。はい。

あと、長坂議員の御質問の経費につきまして、まず、デザインにつきましては、デザイン料が139万5,000円、それから、ラッピングの施工費が222万2,000円となっております。以上です。

◆砂田典男委員長 いいですか。

◆長坂則翁副委員長 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様はよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。以上でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 そのほか何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

◆砂田典男委員長 執行部の皆様は、御退出ください。

委員の皆様にお伝えいたします。午後からは13時ちょうどから行いたいと思いますから、よろしく願います。それでは、しばらく休憩します。

午前11時43分 休憩

午後1時0分 再開

【市民生活部】

◆砂田典男委員長 皆様、こんにちは。

（ ） こんにちは。

◆砂田典男委員長 それでは、総務企画委員会、午後の部を再開いたします。

続きまして、市民生活部に入ります。まず初めに、竹間市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○竹間恭子市民生活部長 委員長。

◆砂田典男委員長 竹間部長。

○竹間恭子市民生活部長 はい。市民生活部の竹間です。本日、市民生活部に係る案件は、議案が6件でございます。12月11日の委員会で説明をさせていただいた5議案と、昨日、追加提案をさせていただいております議案第198号鳥取市手数料条例の一部改正についての合わせて6議案となっております。追加提案分の詳細につきましては、また後ほど、担当課長のほうから説明をさせていただきます。では、本日、御審議のほど、よろしく願いいたします。

◆砂田典男委員長 はい。それでは、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 事業別概要書の76ページのコールセンター設置・運営業務委託事業費なんですけれども、前回の委員会ของときに、9月議会のときの委員会ของときに言ったことと、ちょっと変わったところがありますっていうことで、このコールセンターの設置場所についてなんですけれども、今現在やっている、選定のときには、新本庁舎から30分以内のところ、30分以内に到着できる場所っていうことだったのが、9月の委員会では、これを鳥取市内の施設で運営することっていうふうに変えましたっていう話だったんですけど、先週の委員会的时候には、それを中国エリア内でも可とすると、そういうふうに言われたんですけども、まず、その理由をお聞かせください。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 市民総合相談課の大島でございます。今回、業務場所要件を変えたということで御説明したわけですけども、前回の9月の仕様書案では、受託者と密に連携する必要があるということで、設置場所を鳥取市内にしたところでございますけども、今回、債務負担額を出すに当たって、見積徴取をさせていただきまして、ある事業所より、設置場所を鳥取市外にすることで、参加可能となり、結果、額が多少でも低く抑えられるという申出がありまして、コールセンター設置の他都市の自治体の設置場所を参考に、仕様書の設置場所を市外に拡大したということで、業者選択の幅を持たせたということでございます。実際の連絡を密にするという運用につきましては、連絡手段は、ほぼ電話とメールのみとなっておりますので、こういうふうにさせていただいたところで。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。その中国エリア内でも可とするということで、業者のその選択肢を広げたっていうことなんですけれども、もしかしたら市内のところかもしれないし、中国エリア内かも分からないし、それは公募をかけてみないと分からないことなんですけれどもね、ただ、その中国エリア内でも可とするというふうに、それを仕様書でうたうということは、今現在、鳥取市の外部委託等推進方針、それでいくと、その外部委託には、こういうこと留意しなさいねっていうのがあるんですけど、雇用の場や機会の創出ってあるんですよ。その観点から考えましょみたいなことが書いてあるんですけど、これとの整合性がどうなのかというふうに思うんですけど、その点はどうですかね。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 市民総合相談課の大島でございます。市内を業務場所とするメリットとしては、地元雇用が促進されるということと、市内の地名とか、道路名とかを絡めた問合せがあったときに、ある程度の地理感があるということで、そういう要員を配置できるということもあるわけですけども、近いほうがいいという認識はありますけども、委託金額

を低くして、業者選択の幅を持たせたいということから変えたものです。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。そういうことなんですけど、それで、今現在は30分以内のところやって、9月の委員会するときでは、鳥取市内の施設だということだったんですけど、その鳥取市内の施設で設けた場合と、仮に、この中国エリア内ってということで、市外になったときに、鳥取市に入ってくる税金ってどう違って来るんでしょうか。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 税金のことにつきましては、地元雇用が促進されるということで、例えば、鳥取市内にお住まいの方の雇用が確保できるというようなことで、その分の税金が入ってくるのかなということは考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 まず最初に、ちょっと大島次長、聞いてみたいんですけども、この僅か2万4,000円だけども、外部委員の関係、コールセンター設置運営費か。これって、いずれにしたって、令和6年8月31日で終わるわけですよ、現行の契約、委託はね。これ、外部委員何名ですか。ああ、2名か、2人分か、2人分ですよ。いや、それで、今、伊藤委員からも出とるんですけども、今は、千代水地内に2階でやっておられる。もともと、この会社っていうのは、通販の会社ですよ。通信販売っちゅうだか、電話受けて、通信販売をする。今千代水のビルの中に、鳥取市のコールセンターが2階で、その通販業務のをやっておるのが4階なんです。それで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、発足当初のコールセンター業務の配置人数は何名だったんですか。教えてください。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 配置人数ですけども、最高で6席、6名ということ聞いております。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 じゃあ、現在、何名ですか。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 現在も6名で運用しております。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、私はね、千代水の同じビルの中で、2階と4階ってのは、非常に紛らわしいってことを、以前、委員会でも言ったことがあるんですけども、人事交流はないですね。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 業者からは、ほかの部署から、電話等が多いときに手伝いに来たというようなことは聞いております。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 コールセンターを設置をするときに、人事交流はいたしません。明確に言われたんですけども、本当に人事交流はないんですね。もう一回確認します。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 電話が多いときに、ほかの部署からというのは聞いておりますけども、他の部署からということですので、それを交流と捉えるかどうかですけども、それはあったというふうに思っております。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ほかの部署からは、応援がるんですか。そういう理解でいいんですね。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 はい。そういう理解をしております。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 いや、それで、コールセンター設置運営費には、これから、いわゆるプロポーザルでの選考委員の、これ、謝金っちゅうだか、あれですよ。それで、これから具体的に、どこの会社に委託をしていこう、そのための選考委員ですよ。そういう理解でいいですね。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 はい。そうでございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 そうなるとね、さっきの伊藤委員の話で、これから具体的に、どこの業者にするか決定をしていくに当たって、今から、このコールセンター設置の場所をね、中国エリアでもいいですよということは、今からそれを言うっていうのは、何かちょっと変じゃないの。そう思われませんか。まだ具体的に、どこの、例えば、それは、例えば、岡山の業者になったと、広島業者になったから、中国エリアに持っていきますよっていうんだったら分かるけど、今、どこの事業者に決定するか分からない状態の中で、中国エリアに拡大しますっていうのは、何かちょっと私は解せんのですよ。どういった理由でそういったことになるんですか。今のところ、鳥取市内だけれども、今度は中国エリアってことでしょ。まだ業者決まってないじゃないですか。その段階で、そういう提案っていうんか、話をされるっていうのは、何かちょっと解せんだけでも、その辺どうですか。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 今回の見積徴取に当たりまして、現委託者からも参考の見積徴取をしておりますけども、想定より高額だったということがございまして、それで、現委託者がどういう提案をしてくるか、ちょっと分からないですけども、金額を低く抑えるために広げたというところがございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。私は、この139号の補正予算に反対です。その反対の中身は、事業別概要76ページのその債務負担行為のコールセンター設置・運営業務委託事業費、そして、あと、それに関わりますので、22ページのこの選考委員の委員報酬ですね、2万4,000円ですけど、これも反対です。その理由なんですけれども、先ほど確認させていただきました、この仕様書の設置場所を中国エリアでも可とするということは、やはり、これ、入札の結果、どうなるかわかりませんが、その鳥取市の外部委託等推進方針との整合性が取れないと思います。税金使って外部委託するのに、鳥取市に雇用が生まれず、市に税金も入らない、そういったことを本当にしているのかって言うと、それは駄目です。それから、さっき、現事業者に見積りを取ったら高かったという話もありましたけれども、そもそもこのコールセンターの費用対効果が一体どうなのか。それから、導入するときに、職員が、自分の仕事に専念できるようにとって言われましたけれども、実際にそのデータを見てみると、大体6割ちょい、担当課とか、その指名されたところにつながってるわけですよ。そのコールセンターで終わってる、完結してるのが、年々ちょっと数字は増えていますが、やっぱり6割ぐらいは職員が対応してるわけですよ。じゃあ本当に、当初言ってた効果が一体どうなのかという検証も、私は必要だと思います。もともとコールセンターは、いいとは思ってなくて、反対してきて、この5年近くたってきて、市民権みたいなもの、市民も慣れてきてる部分はあるのかなというふうには思っていますけれども、今回のこの中国エリアも可すると、そういうことが前提となってる以上は、もうこれは賛成できません。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。いいですか。以上で、討論を終結します。

これより、議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第146号令和5年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第146号令和5年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第146号令和5年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第149号鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第149号鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。この条例の立てつけなんですけれども、今の公民館条例を廃止するっていうのが、このたび提案されてる条例の中に盛り込まれてるんですけど、なぜ、その現在の公民館条例だけを廃止するという、そういう廃止条例を分けなかったのかなど。ここにどうして中に入れちゃってるのかなど。それが分かりませんか。

○北村貴子協働推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。改めて、その廃止っていうことをしなくても、その新たな条例を制定する際に、そういった附則に書くことによって廃止できるっていうようなところで、法制のほうでアドバイスを受けましたので、それで、そういった立てつけにさせていただいてるという状況でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。そういう法制のアドバイスということなんですけれども、それで、この間、何年にもわたって、いろいろ協議をされてきて、いろいろ進められてきたわけです。それで、平成20年度からは補助執行で、もう市長部局が担当されてきてるっていう、そういう実態があるというのも認識をしています。そういう中で、今回提案されている条文の中の第4条、そこに、社会教育法第22条に規定された事業その他生涯学習に関することということもうたわれてね、それを取り組んでいくということ、条例上うたってるんですけれども、これ、言えば、市長部局に、地区公民館をね、地区公民館は市長部局ですっていうような条例なんですけど、そこに、この社会教育法に規定された事業その他生涯学習に関することというふういうたっているのを、条例にうたってはいるんですけども、これをどうやって教育委員会と連携してやっていかれる考えなのか、それが、このほかの条文で、どこか何か規定されてるところがあるのかどうか、その点教えてください。

○北村貴子協働推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。そのほかの条文で、教育委員会との連携っていうところは、特にはうたってはないのですけれども、その平成20年度からこれまでのその補助執行として、協働推進課が管理運営を担ってきた、そういった経験ですとか、そういったところでできるかなというところと、あと、教育委員会とも連携しながら、これまでやってまいりましたので、そ

ういった形は、変わらずやっていけるのかなと思います。このたびの条例で、公民館運営審議会ってというのは廃止させていただいたんですけども、社会教育委員会と公民館運営審議会、一体となって協議がなされておりますので、引き続き、社会教育委員会の場で、公民館の、特に社会教育の推進についての取組ですとか、そういったことは御意見を頂きながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 その社会教育委員会を所管するのは、どこになるんでしょうか。

○北村貴子協働推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。社会教育委員会の所管は、教育委員会の生涯学習・スポーツ課でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。今回、公民館から地区公民館に変えるということで、従来の公民館だと、いろいろと制約されてることがあるということで、何年間にわたって、いろいろ話し合いをしながら、今回こういう形で出てきたんですけども、改めて、従来の公民館と、このたび条例で定める地区公民館との違い、そこを教えてください。

○北村貴子協働推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。これまでの公民館といいますのは、社会教育法に基づいて運営されているわけですし、平成20年度からは、自治基本条例に基づきまして、地域のコミュニティの拠点ということで位置づけてやってきております。そういった、それぞれの条例なりで位置づけられていたんですが、一体的に、公民館って、こういう施設だよっていうところで整理をしたかったっていうところと、あと、その補助執行という形でずっとやってまいりましたので、ある意味では、二重行政みたいなところはありましたので、そこも整理して、すっきりさせたかったっていうところはございますし、あとは、そのニーズに応じて、もっと自由度の高い公民館の利用の仕方っていうのが、地域のニーズに応じてできるんじゃないかなっていうところで、新たな条例を制定させていただいたところがございます。以上です。

◆伊藤幾子委員 はい。いいです。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。すみません。岡田でございます。今回の条例の制定につきまして、営利目的で公民館を使用することができるようになったっていうことで、いわゆる規制緩和が行われたところなんですけども、この営利の定義なんですけども、例えばですけども、公民館の中で事業をするときに、公民館が主催事業として行われるお金が、収益が絡むような事業っていうことも考えられますし、あるいは、そのこの地区の中の方が、営利、事業を行って、何かこう

収益を上げるようなこともあると思いますし、もう一つ、全く第三者が、その公民館を使って営業、営業といいますか、なさるような場合が、3つあったりするんですけど、ちょっと気になるんですけども、その営利の定義なんですけど、地域の方が、その公民館を活用されてイベントされて、例えば、物を売ったりとかしたときの上げる収益、そういったものについては、考え方は、やっぱり営利というふうに捉えられるものなんでしょうか。

○北村貴子協働推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。地域の方といいましても、いろいろあると思います。例えば、まちづくり協議会の主催で、今も行われてるんですけども、様々なイベントをされることがあると思います。そういったまちづくり協議会主催のイベントについては、もう本当に、地域の方のいろんな活性化であったりとか、盛り上がりとか、そういうことも想定しながらのイベントでありますので、それは営利というふうにはみなさない予定にしております。ただ、その地域の方で、例えば、自分のいろんなスキルを生かして、語学やITのスキルを生かして、地域の皆さんに、自分の講座というか、研修するをするチャンスを設けたい、それも、講師料を取ってみたいみたいなところは、地域の方であったとしても、営利目的として取り扱うようには考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。あと、そのまちづくり協議会とかですね、そういった地域の方であっても、もう少しそこを区分けするんですが、例えば、鹿野でいきますと、小鷲河ってところの地域があって、それから鹿野という地域があって、同じ地域だとはいっても、公民館の区域が違う方が、近場だとは言いつつも、鹿野の方が小鷲河を使ったとき、鹿野のまちづくり協議会の方が小鷲河の地域を使ったとき、そういったものは、あくまでも地区が違うのか、そういうまちづくりの団体として捉えるのかっていったら、どういう考え方になりますでしょうか。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。今回の条例には、設置、活動区域っていうか、そういったところは条例には設けてないんですが、基本的には、今までの条例と同じように、設置区域は設けよう、規則のほうで定めようと思ってるところでございます。基本的には、その区域の公民館を使っただいて、空きがあれば、違う地区の公民館も使っていただくということも可能だと思います。あとは、例えば小鷲河と鹿野とか、そういったところで、合同で一緒にイベントをするみたいなところも可能ではないかなというふうに思っております。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい、分かりました。最初にちょっと小さな質問をしてしまったんですが、要は、いろいろ地区公民館の方とお話をするに当たって、これから条例を改正するに当たって、そういった細かいところが、職員がたちまち困るようなことが起きてはっていうところを、非

常に危惧されてるところがあります。なので、今言った、詳細なところもなんですけども、新市域もありますし、それから元の市域もあるんですけども、条例を変えるっていうことは、やはりある程度、そのルールをつくられるような方向で、これから早急になると思うんですけども、お願いしたいなっていうところと、それから、例えば、使用料一つ取っても、部屋の使用料一つ取っても、鳥取市内の方が、例えば、国府を使ったりしたらどうなるだろうとか、そういう同じ市民として使えるのか、地区なのかっていう話であったりとか、コピー一つ取っても、どういう取扱いをしたほうがいいたろうかっていうことが、日々、公民館の中では起きてくる、毎日の業務の中に関わってくることだと思いますので、その辺りの整理っていうところも行っていたきたいという、これ、要望なんですけども、はい。以上です。よろしくお願ひします。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 北村課長、確認したいんだけどね、この附議案の8ページ、この公民館条例の第8条に、地区公民館の使用の許可を受けた者は、別表第2、これは13ページに載ってるんですけども、定める使用料を納付しなければならない。ただし、営利を目的としない団体または個人が地域活動または社会教育活動に使用する場合は、無料とする。明確に、ここに、第8条で定義をされておりますよね。私、一般質問しましたが、ねえ。61地区公民館の中で13館が、現在、協力金という名の下に、使用料を取っておるんですよ、ねえ。ということは、今、その13館を使って、様々なサークル活動、例えば、合唱だとか、体操だとか、いろんなグループが使っておられるんですけども、明確に、そうした場合は無料とする、条文でこういう整理がしてあるわけ。ということは、今の13館、使用料を取っている、協力金なる使用料を取っているところについては、今後は取らない、そういう理解でいいですね。

○北村貴子協働推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村です。そういった部屋を利用して、使用料的な協力金を取るっていうことは、今回の条例でクリアになるというふうに考えております。ただし、地域の理解の下、例えばサークル活動の負担金ですとか、そういったところでの協力金を得たりですとか、あとは事業、地域の事業に対する協力的なところでは、地域の皆さんが決められることかなというふうに思っておりますので、そこに関しては、ちょっと関与できないかなと思っておりますが、施設の利用、使用に関して、そういった使用料的なものを取るっていうことはないというふうに思っております。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 地区が取られることは、やられることだからって言って、逃げたらいけませんよ。明確に、例えば、こっちの地区の公民館を使った場合は無料なのに、こっちを使う場合は有料になるって、現状、13館は、今そういう状態でしょう。だから、第8条で明確にこういう定義がしてあるということは、協力金なるその使用料は、今後は取りませんと、明確に言えるんじゃないですか、条文との関係でいけば。だから、そういう指導をしてくださいよ、じゃあ。できますか。

○北村貴子協働推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 協働推進課、北村でございます。施設の利用に関して、そういった使用料的なものを取るっていうことはないというように指導はしていきます。

◆長坂則翁副委員長 ないってことだよな。

○北村貴子協働推進課長 はい。

◆長坂則翁副委員長 うん。分かりました。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆長坂則翁副委員長 はい。いいです。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私、この議案には反対です。まず1つ目の理由、廃止のことを、ここの条例に盛り込んであるんですけど、やはり、もともと公民館っていうのは、社会教育法にのっとって、教育委員会が所管するということでできたものなんですね。本当に歴史的な背景があるものだと私は思ってるんですけど、それを、ずーっと補助執行でね、協働推進課がやってきた経緯はあるにしても、そもそもやっぱり、そういうね、条例を廃止するというのは、私はやっぱりあちらの委員会ですっかりと議論をしてほしかった、そっちにも出してほしかった、うん。何か丸込みで、こっちのね、1本の条例にされて、何か先の、この先のことだけを考えるような、そういうような条例になってるという、それが1つ。

もう一つは、平成20年から補助執行をされてて、地域の方が、本当にそれ以降ね、いろいろやっぱり地域の、まち協ができたりとか、いろんな活動が盛んになってきてっていう経緯は私も分かりますし、その住民の方が本当に自由度を持ってね、やっぱりこう公民館を使っていきたい、活用したいっていう気持ちも分かります。だから、本当にそこだけ見てれば、こんだけ年数かけてきて、いろいろ議論もしてきて、その到達のこの条例なんだろうなっていうのは、私も理解するんですけども、こうやって新しい条例ができるときしか言えないことだから、ちょっとそもそも論を言わしていただきますけれども、大体公民館っていうのは、教育委員会が所管してたっていうのは、一般行政から独立をさせるということなわけですよ。それがあるわけでしょ、大体教育委員会っていうのは。それが、だんだんと市長部局のほうに、いろいろとね、市長も、教育大綱とかね、ああいう会議にね、総合会議とかに出るようになってきたりとか、本当に変わってはきてるんですけども、本当にその教育機関として、やっぱり公民館っていうのは、もともとできた歴史があるわけですので、私はその補助執行でね、ずーっとやってこられて、いろいろ不便もあったでしょうけれども、それが逆に言えば、独立性を担保したことになってたんじゃないのかなと思ってたんです。地域の人には分かりにくいっていう話も

ありました。教育委員会が、ぽっと何か最終的には、人事のね、あんなんもとかっていうのでね。だけど、やっぱりその、そもそもの、本当に公民館っていうのは、地域の人たちが、本当にそのいろんな面でね、活動で使っていく場所で、しかも、社会教育法にのっとった公民館として、岡山市は本当に豊かな活動をしてるわけなんですよ。だから、そういったところもあるのに、すごく分からんでもないんだけど、何で今かなっていうね、この市長部局に行くのが。そういうのが、この間、やっぱりいろいろ感じたことですので、その理由で、賛成はできません。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私は、賛成の討論をさせていただきます。今まで市長部局のほうでやっとして、分かりにくいという点もありましたし、社会教育イコール教育委員会というイメージではなくって、地域の方が支える地区公民館というか、コミュニティセンター化もありましたし、そういう時代の流れと、それから、少子高齢化が進んだこれからの向かっては、やはりきちっと廃止は廃止して、佐治町なんかね、中央公民館が実際あるんですけど、コミュニティセンターで、どっちだいやっちゃあな話もあるわけでして、これから先、できれば、これがもっと進化して、指定管理で地域の方が運営するようなことにつながっていただければいいなど。それで、地域の方が自らが考えて自ら使える、有償だったり無償だったりするんですけども、そういうことも考えていただくという点で、そこを行政として後押しをしていただけたらと思いますので、私は賛成いたします。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

◆上杉栄一委員 はい。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 私も賛成させていただきます。まず、その公民館条例の廃止について、この中に包含して、一緒ごたにしたんじゃないかというような議論もあったんですけども、これは法制系のほうで、一緒にしても問題がないという、法的に問題がないということであるならば、それはそれでいいと思います。それから、教育委員会所管から市長部局にということですけども、将来的に、この公民館も、まちづくりというような観点の中で運営していく、そういったその地域の住民のニーズも大変多くなっています。そういった状況の中で、今後、公民館の立ち位置ということになれば、もう教育委員会というよりは、いわゆるコミュニティーということからすれば、やはり市長部局の所管になるのかなど。これが、さっき西尾委員が言ったような、時代の趨勢もあるかもしれませんが、そちらのほうが、将来的に公民館運営については、いろんな幅ができるんじゃないかと。教育委員会所管であった場合には大変幅の狭かったものが、もっと広げた形での運営なり、活動ができると。そういったふうに私は思いますので、この件については、賛成いたします。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第149号鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定についてを

採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第152号鳥取市旅館業法施行条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、第152号鳥取市旅館業法施行条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆西尾彰仁委員 よろしいですか。委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。ちょっとお聞きしたいんですけども、今までは廃業にして、新規事業ということで、旅館業の譲渡はっていうことだったんです。今、空き家等も増えたりして、そういうところも、これから民泊とか漁家とかですね、そういうのも簡易宿泊ということで、旅館業の規制を受けるわけですけども、そういう場合でも、例えば、新たなUJIターンの方が入ってきて、そこで民泊を始めたり、漁家を始めたりと。また、ほかの人に渡すっていうような場合も、この継続許可で7,400円で、承認手数料だけで継承できるということ間違いありませんでしょうか。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。おっしゃられるとおりで、今回は、やはり、今までの、ある意味、相続といいますか、そういったものであったり、あと会社の、法人等の合併とか分割とか、そういった場合のみに、こういった譲渡というか、承認手数料が安価で、もしくは、それと、手続的にも簡素化された形でできるということだったんですが、これは御存じのとおり、コロナウイルス等の感染もありまして、旅館業の関係等のそういった譲渡、そういったようなことも絡んで、先ほど言われたように、例えば、そういった簡易宿泊というようなことも併せてですけれども、そういったことについても、基本的には、譲渡という部分が簡単に、言えば、一旦廃止してから新規にっていうことではなくて、譲渡という形で対応ができるということになったものでございます。

◆西尾彰仁委員 いいです、はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第152号鳥取市旅館業法施行条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第157号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第157号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第157号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第198号鳥取市手数料条例の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続いて、追加提案分に入ります。議案第198号鳥取市手数料条例の一部改正についての御説明をお願いいたします。

○西垣隆司市民課長 委員長。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。市民課、西垣です。それでは、資料3、議案第198号鳥取市手数料条例の一部改正について御説明いたします。このたびの条例改正ですが、先日の委員会でも、令和6年3月1日から、全国の自治体で戸籍制度が利用しやすくなりますと御説明いたしました戸籍法の一部改正に関連するものでございます。

条例改正の主な内容ですが、戸籍法が改正されたことで、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行という、新たな手数料の種類と金額を手数料条例に規定する必要性が生じました。手数料条例に規定するに当たりましては、例えば、戸籍に関することなど、全国的に統一して定めることが必要と認められるものに関しては、政令の定めがあり、手数料の全国標準を示した政令として、地方公共団体の手数料の標準に関する政令というものがございまして、これが12月6日付で公布されたことから、急ではありましたが、このたび追加提案をさせていただいたものでございます。

それでは、改めまして、資料の2ページ目、真ん中辺りを御覧ください。ここに記載してあります戸籍電子証明書提供用識別符号について御説明します。この符号は、行政機関が、オンライン上で戸籍電子証明書を取得するためのパスワードになります。行政機関に対して、戸籍謄本という紙のやり取りに代えて、パスワードを提示することで、提示を受けた行政機関は、

戸籍電子証明書の内容を確認することができるという仕組みでございます。現在、国では、この識別符号は、パスポートの発給申請の際の利用を想定してるようで、今までは戸籍謄本を添付しておりましたが、今後は、市町村窓口で識別符号が記載された証明書を発行してもらい、申請書に添付して申請していただくことで、紙の戸籍謄本自体を窓口へ提出しなくてもよいといった意味での添付書類の省略を図るものでございます。

なお、金額は、戸籍謄本が450円ですが、識別符号が記載された証明書ですと400円と、少し安くなっております。ただし、パスワードの発給申請も含め、行政機関へ識別符号の提出が可能となるのは、早くとも令和6年度末となる予定であり、1年以上の先の話となることから、施行後、直ちに行政手続を利用するため、市町村窓口で識別符号が記載された証明書の請求があることは想定していませんけれども、手数料標準令の公布に合わせ、その他、所要の整理を行うため、このたび条例改正を行うものでございます。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。これは、まだ、実際この事務ができるのは、令和6年度末の予定だということですがけれども、この施行期日がね、令和6年3月1日から施行することとしますっていうふうに条例がなってるのは、何ていうんですかね、文言整理っていうのもありましたよね。その文言整理は、3月1日から、何ていうかな、しないとイケないっていうふうに理解をすればいいですか。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。市民課、西垣です。はい。今、伊藤委員から御意見がありましたとおり、条例改正の参考にしております手数料標準令が、手数料標準令に合わせて条例改正をしておりますので、この手数料標準令の文言が変わってしまいましたので、3月1日付で、本市のほうの手数料条例を改正しようとするものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。ちょっと、そもそものことを教えていただきたいんですけど、その戸籍の抄本っていうか、正本っていうのか、原本っていうのか、それは、自分の本籍があるところにあるということでもいいですか。

○西垣隆司市民課長 委員長。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。今おっしゃられたとおり、正本のほうは、自分の本籍があるところにあります。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 それで、法務省が持っているデータがあるのは、正本は、それぞれのところが持っているけれども、東日本大震災を機会にっていうか、それを契機に、その副本データの管理システムが、その法務省に導入されて、そこで一括で管理をされているということでもいいですか。

○西垣隆司市民課長 委員長。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。先ほど、伊藤委員が言われたとおり、東日本大震災で被災した経験を生かしまして、たしか平成25年頃だと思います。その頃に、法務省が副本データを管理するシステムを構築したところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今回、パスワードをもらって、しかるべきところに手続に行ったら、そのパスワードを使って、法務省が管理してる、その副本のシステムの中から、その人の戸籍の情報を取ってくるということでもいいですか。

○西垣隆司市民課長 委員長。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。あくまで参考にしますのは、法務省にあります副本のその管理システムのほうのデータを参照しておりまして、我々が、各ほかの市区町村、自治体のサーバーを見に行くことはありません。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 それで、すみません。国の、これは総務省かな、総務省の資料でいくと、今回、この条例改正で出されている手数料がありますよね、このパスワードに関する。これでいくと、新法の、戸籍法のね、新法の120条の3っていいですか。

○西垣隆司市民課長 委員長。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 申し訳ありません。その新法の120条の3の、ちょっと根拠を捉えかねておりますので、また改めてちょっと、その説明をさせていただきます。後日資料のほうで、また皆様のほうに、資料提供させていただこうと思います。

◆砂田典男委員長 伊藤委員、よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 はい。じゃあいいですか、最後。はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。じゃあ、それはそれで。それで、今回のこのパスワードを取得して、また、しかるべき行政機関に持っていくんですけど、これについては、マイナンバーは使われない、利用されないっていいですか。

○西垣隆司市民課長 委員長。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。このたびの件につきましては、マイナンバーは利用することはございません。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 はい。

○西垣隆司市民課長 委員長、すみません。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。先ほどの120の識別符号の件ですけれども、伊藤委員のおっしゃら

れたとおり、戸籍法の一部を改正する法律による改正後の法律第120条の3、これに基づいて行っております。以上です。

◆伊藤幾子委員 はい、いいです。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 この条例改正には反対です。その理由ですけれども、まず、マイナンバーは使われないということは確認をいたしました。これは、新法の120条の3っていうことで、そのパスワードを取ったりするのに、マイナンバーそのものは利用されないんですけれども、この国の資料でいくと、将来的にマイナポータルを活用も視野っていうふうに書かれてるわけですよ。戸籍っていうのは、言うまでもなく、婚姻だとか、離婚だとか、親子であるとか、養子だとか、いろんなその機微な情報が含まれてるわけですよ。今回、こういうね、法務大臣が一元管理しているサーバー使ってということなんですけれども、やはり今後マイナンバーの利用をさらに広げることにつながるおそれがあると思いますので、反対をいたします。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。上杉委員。

◆上杉栄一委員 マイナンバーの使用のおそれがあるから反対だという、そういった討論だったんですけれども、私は、マイナンバーは、どんどん どんどん幅を広げていっていけばいいというふうに思っております。だからこそ、この11月までに、そのひもづけ等々についての、そういった徹底的な調査なり、あれをして、今後そういったミスが、どんどん多分減ってくると思うし、市民生活にとっても、それから市の業務にとっても、この件については、大変また、それぞれの、我々の市民の利用者負担もだし、それから、行政のほうの業務負担もかなり軽減するものですから、私は、この件については賛成をいたします。以上です。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私も賛成の討論をさせていただきます。やはりデジタル化は進んで、とてもスムーズにできるということと、人がするのよりミスが少ないのかなと、逆に思いますし、何もその、一々こう紙ベースでしなくても、パスポートとか、本当にいろんなものに、これはひもづけできるじゃないかなと思って、より便利になる改正だと思いますので、賛成です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第198号鳥取市手数料条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。何かありませんね。はい。

それでは、これで市民生活部を終わります。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

◆砂田典男委員長 執行部の皆様は、御退出ください。しばらく休憩しましょう。5分ぐらい。

（「5分間」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

午後1時59分 休憩

午後2時03分 再開

【監査委員】・【選挙管理委員会】・【市議会】

◆砂田典男委員長 それでは、委員会を再開します。

続きまして、監査委員、選挙管理委員会、市議会に入ります。それでは、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

それでは、これで、監査委員、選挙管理委員会、市議会を終わります。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

◆砂田典男委員長 そのほか、皆様から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

以上で、総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

（ ） お疲れさまでした。

午後2時04分 閉会

令和5年12月定例会 総務企画委員会

(議案審査)

日 時：令和5年12月19日(火)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第139号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】
- ・議案第151号 鳥取市職員給与条例等の一部改正について
- ・議案第154号 鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例等の一部改正について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第197号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第8号)【所管に属する部分】

企画推進部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第139号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】
- ・議案第155号 公立大学法人公立鳥取環境大学定款の変更について
- ・議案第156号 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更について
- ・議案第158号 鳥取市民会館の指定管理者の指定について
- ・議案第159号 鳥取世界おもちゃ館の指定管理者の指定について
- ・議案第160号 城下町とっとり交流館の指定管理者の指定について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第197号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第8号)【所管に属する部分】

↓裏面があります↓

市民生活部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第 139 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算（第 7 号）【所管に属する部分】
- ・議案第 146 号 令和 5 年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 149 号 鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について
- ・議案第 152 号 鳥取市旅館業法施行条例の一部改正について
- ・議案第 157 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 198 号 鳥取市手数料条例の一部改正について

監査委員

選挙管理委員会

市議会

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第 139 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算（第 7 号）【所管に属する部分】